

三起商行及びミキハウストレード

サプライヤーの労働環境改善のため、さらなる取り組みを期待する。

国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ

1 東京を本拠とする国際人権NGO、ヒューマンライツ・ナウ(以下、「HRN」)は、2017年1月28日に、ミャンマーにおける株式会社ミキハウストレード(以下、「ミキハウストレード」)の委託先工場の人権状況調査結果を公表した¹。

ミキハウストレード社は、HRNからの指摘を受けて自ら委託先工場の現地調査を実施し、その後、HRNと2度にわたるダイアログ機会を持ち、改善に向けた協議を重ねてきた。

この間のミキハウストレード社の改善の進捗は早いとは言えないものの、この間、サプライチェーン上の人権課題の解決に向けた進展があった。

2 労働環境改善施策について

(1) サプライヤー行動規範等の改訂

ミキハウストレード社はこの間、CSR調達方針・サプライヤー行動規範の改訂を行い、本年8月10日付でミキハウストレード社のホームページ上にこれを公表した。²

併せて、これまでの改善活動についても報告文書をホームページ上に公表した³。

CSR調達方針・サプライヤー行動規範の改訂版をみると、サプライヤー行動規範として、強制労働の禁止、児童労働の禁止、雇用の選択の確保、結社の自由、暴力・懲罰・脅迫・ハラスメントの禁止、差別の禁止、適切な賃金、長時間労働の禁止、労働安全衛生の確保が盛り込まれている。

ミキハウストレード社によれば、8月31日に、同社の主力サプライヤー20社に対し、CSR調達方針・サプライヤー行動規範の説明を行い、同意書の提出を依頼したとのことである。

また、ミキハウストレードは、監査に関する基準書を作成し、監査を進めていくとしている。

(2) 三起商行株式会社の取組の開始

さらに、ミキハウストレードのグループ親会社にあたる三起商行株式会社(以下、「三起商行」)は、今年9月1日付「サプライヤー人権ポリシー」「CSR調達方針」「サプライヤー行動規範」をホームページ上に公表した⁴。また、同時に公表された「三起商行株式会社 CSR活動推進」とする文書では、上記三文書が策定されたこと、サプライチェーンにおける重要課題の特定を行っていること、重要課題の特定後に「CSR 調達基準書」を策定し、取引先様向けに「CSR サプライヤー説明会」の開催を2017年10月に予定していることが記載されている。⁵

3 今後の課題

上記一連の動きは、問題が発覚したミキハウストレード一社のみならず、三起商行のグループ

¹ <http://hrn.or.jp/activity/9863/>

² http://www.mikihoustrade.co.jp/news/pdf/20170810_mikihoustrade_2.pdf

³ <http://www.mikihoustrade.co.jp/news/detail.aspx?p1=885>

⁴ https://www.mikihouse.co.jp/corporate/csr_procurement/

⁵ http://www.mikihouse.co.jp/corporate/csr_procurement/

会社全体について、サプライチェーン全体での労働環境改善を進めていく取り組みと認めることができる。

HRNとしては、これまでの前進を歓迎するとともに、ミキハウストレード社および三起商行株式会社のサプライチェーン上の人権方針の確実な履行・徹底を期待する。

同時に、課題も多く存在する。サプライチェーン上の労働環境改善を確実に進めていくために、HRNは、以下のことを要請する。

- (1) 委託先工場の経営層に対し、国際人権基準及びILO条約、現地法に基づく人権遵守に関する理解を促進すること、
- (2) 一次サプライヤーにとどまらず、国内外の製造委託先工場との間でサプライヤー行動規範への理解を求め、同意を得ること
- (3) サプライチェーンを視野に置いた労働環境改善のアクション・プランとスケジュールを公表して、説明責任を一層果たしていくこと
- (4) 人権デューディリジェンスを強化するために、2次、3次と遡ったサプライヤー把握を行うこと、
- (5) サプライヤー・リストの公表を行うこと
- (6) 監査の透明性と適正化を実現するために、第三者機関、特に現地の信頼できるNGOの協力を得ること。
- (7) 生活賃金の保障に向けた検討を進めること

4 セイナス社について

HRNが昨年の調査で把握した、ミキハウストレードのミャンマー現地工場である、セイナス社の工場での労働問題には、(1) 違法な長時間労働、(2) 低賃金、給与の支払い遅延、(3) 労働安全環境(室温、医療器具の不足等)、(4) 労働契約書の不交付、(5) 女性労働者の保護の欠如、(6) 救済機関の欠如があった。

この点、ミキハウストレード社は本年8月10日付で、HRNの指摘を踏まえたこれまでの改善状況と取組をホームページ上に公表しているが⁶、スプリンクラーの設置と労働時間把握のための出退勤システム導入を除き、改善状況は必ずしも明らかにされていない。

HRNはミキハウストレード社に対し、改めて、指摘された(1)~(6)の事項について明確な改善を実現させること、適正な監査を実施するとともにその結果を公表して説明責任を果たすこと、改善のためにサプライヤー経営陣との十分な協議を尽くすことを求める。

ミキハウストレード社は、セイナス社の従業員に対して、労働時間や産休制度等に関する研修を実施したとする。しかし、違法な残業や女性労働者の保護が欠如している実情は、労働者の認識不足に起因するものではなく、経営側の態度や方針に起因するものである。事態の抜本的な改善のためにはむしろ経営側への研修や方針の徹底こそが重要である。

ミキハウストレード社には、委託先工場の経営層に対し、人権指針、国際人権・労働基準の正確な理解を促進させ、現地NGOや労働者の声に直接真摯に耳を傾けることにより、現地の深刻な労働環境を確実に改善させていくよう、改めて要請する。

以上

⁶ http://www.mikihoustrade.co.jp/news/pdf/20170810_mikihoustrade_1.pdf